

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、琴南町土地改良区が土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業（ため池改修事業）西川池地区）を行うことについて平成22年2月26日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成22年3月11日から平成22年3月31日まで縦覧に供する。

平成22年3月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀